

平成30年第2回隠岐の島町議会定例会会議録

招集年月日 平成30年 6月19日
招集場所 隠岐の島町城北町1番地 隠岐の島町役場
開会(開議) 平成30年 6月19日(火) 9時30分 宣告

会議録署名議員の氏名 6番 西尾 幸太郎 議員 7番 池田 賢治 議員

1. 出席議員

1番 大江 寿	7番 池田 賢治	13番 米澤 壽重
2番 村上 謙武	8番 安部 大助	14番 遠藤 義光
3番 菊地 政文	9番 前田 芳樹	15番 池田 信博
4番 石橋 雄一	10番 平田 文夫	16番 福田 晃
5番 村上 三三郎	11番 石田 茂春	
6番 西尾 幸太郎	12番 高宮 陽一	

1. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

町 長	池田 高世偉	上下水道課長	田中 秀喜
副町長	大庭 孝久	建設課長	田中文男
教育長	村尾 秀信	大規模事業課長	河北 尚夫
総務課長	野津 浩一	施設管理課長	大西 洋二
会計管理者	渡部 誠	総務学校教育課長	池田 茂良
財政課長	石田 寛弥	社会教育課長	吉田 隆
税務課長	濱田 勉	布施支所長	竹本 久
町民課長	名越 玲子	五箇支所長	金坂 賢一
福祉課長	中林 眞	都万支所長	佐々木 義直
保健課長	平田 芳春	危機管理室長	吉田 篤夫
環境課長	砂本 進	中出張所長	村上 克樹
観光課長	鳥井 登	中央公民館長	高梨 勇光
農林水産課長	藤川 芳人	総務課長補佐	野津 千秋
地域振興課長	佐々木 千明		

1. 職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長 山根 淳 事務局長補佐 中村 恵美子

1. 町長提出議案の題目

- 報告第 1 号 平成 29 年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 承認第 1 号 平成 29 年度隠岐の島一般会計補正予算(第 7 号)の専決処分について
- 承認第 2 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
- 承認第 3 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第 3 号)の専決処分について
- 承認第 4 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
- 承認第 5 号 平成 29 年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
- 承認第 6 号 平成 29 年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)の専決処分について
- 承認第 7 号 平成 29 年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 2 号)の専決処分について
- 承認第 8 号 平成 29 年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第 1 号)の専決処分について
- 承認第 9 号 平成 29 年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 3 号)の専決処分について
- 承認第 10 号 隠岐の島町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 11 号 隠岐の島町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 12 号 隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 13 号 隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 承認第 14 号 建設工事委託に関する基本協定の締結〔隠岐の島町公共下水道(西郷浄化センター)の建設工事委託に関する基本協定〕の専決処分について

- 議 第 61 号 平成 30 年度隠岐の島町一般会計補正予算(第 1 号)
- 議 第 62 号 地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例
- 議 第 63 号 隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議 第 64 号 工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成(その 1) 工事〕
- 議 第 65 号 工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事(4 期工事)〕
- 議 第 66 号 工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(中町 8 工区) 工事〕
- 議 第 67 号 物品購入契約の締結について〔島後清掃センター塵芥収集車〕
- 議 第 68 号 指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕

議事の経過

○議長（石田茂春）

ただ今から、平成 30 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を開会します。

（ 開 議 宣 告 9 時 3 0 分 ）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日 程 第 1. 会議録署名議員の指名

「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐の島町議会会議規則第 125 条の規定により 6 番:西尾幸太郎 議員、
7 番:池田賢治 議員を指名します。

日 程 第 2. 会期決定の件

「会期決定の件」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 6 月 27 日までの 9 日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声を確認 ）

「異議なし」と認めます。

したがって、会期は本日から 6 月 27 日までの 9 日間に決定しました。

日 程 第 3. 諸 般 の 報 告

去る平成30年第1回定例会以降の議会に関する行事及び会議等は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

主なるものについて、ご報告申し上げます。

まずこの間、茨城県日立市議会が行政視察に訪れました。調査内容は「定住促進・UIターンの取り組みについて」でございました。副町長はじめ、担当課の丁寧な対応に対しまして感謝申し上げます。

5月28日には、全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され出席をいたしました。当日は、正副議長・事務局職員等1,700人を超える参加がありました。

「これからの町村議会を考える」をテーマとし、全国町村議会議長会が先進的かつ特に顕著な実績があると認め特別表彰をした、2町の議長及び1町の議会改革調査特別委員長から、議会活性化の取り組みについて発表がありました。議会報告会を地区に出かけて積極的に開催したり、議会のテレビ中継や議会モニター制度を導入したりと、住民に寄り添い開かれた議会を目指し、懸命に改革に取り組んでいる様子が伺えました。

講演では、山梨学院大学教授の江藤 俊昭氏を講師に、自身も委員として参加する「町村議会のあり方に関する研究会」の中間報告書についての説明と問題点について講演がありました。昨今の議員のなりて不足の問題から、持続可能な議会の実現に向け、生活給を保証する議員報酬とした専門的議員による議会構成、あるいは、議員の仕事量など負担を軽減し、副収入的な水準の議員報酬とした非専門的議員による議会構成とするような提言もなされておりました。

いずれにいたしましても、町民から期待される議会を目指し今後ともしっかりと取り組むことが重要であると再認識したところでございます。

最後に、6月12日の議会運営委員会までに4件の請願及び要望を受理いたしました。

お手元に配付の「請願・陳情文書表」のとおり、3件は所管の常任委員会に付託し、1件は議員配付といたします。

以上、「諸般の報告」を終わります。

日 程 第 4. 行 政 報 告

「行政報告」を行います。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

おはようございます。

平成 30 年第 2 回隠岐の島町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず昨日、大阪北部において震度 6 弱の地震が発生いたしました。被害も徐々に明らかになっておりますが、多数の負傷者が出ており尊い命も奪われています。被災された方に対しまして衷心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げますとともに、友好都市でもあります「豊中市」を含めた自治体に対しまして、町としての支援策も早急に検討していきたいと考えております。

本日、平成 30 年第 2 回隠岐の島町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙にも関わりませぬご出席をいただきありがとうございます。

本議会は、平成 30 年度一般会計補正予算、条例の一部改正など 24 件の諸議案をご提案させていただきます。

どうか、十分なるご審議をいただきますとともに、私ども執行部に適切なご指導を賜りますよう、お願いを申し上げます。

それでは、3 月に開催をいたしました「平成 30 年第 1 回隠岐の島町議会定例会」以降の、主な事項につきまして、報告をいたします。

最初に、全国離島振興協議会の総会についてご報告申し上げます。

5 月 28 日に三重県鳥羽市において全国離島振興協議会通常総会が開催され、出席をいたしました。

海洋・島嶼^{とうしょ}国家日本における離島の国家的・国民的役割が益々高まっている現状を踏まえ、全国離島振興協議会として、国の離島振興基本計画に基づく事項の完全実施、離島活性化交付金事業の拡充強化、離島航路補助制度の抜本改革、並びに航空路線維持に係る諸施策の拡充など、重点推進 21 項目を定め決議されました。

さらに、離島振興を実現する上で普遍的な最重要課題であります交通対策について、航路・航空路支援の法整備の早期実現など重点推進 3 項目を定め「離島航路・航空路支援の抜本拡充に関する特別決議」が提案され、全会一致で「承認」されたところであります。

今後、これらの法整備や必要予算の確保について、政府に対して要望活動を積極的に行う予定としております。

次に、隠岐の島ウルトラマラソンの開催につきまして、ご報告申し上げます。

6 月 17 日、恒例となりました「隠岐の島ウルトラマラソン」を開催いたしました。

今回 13 回目を迎える同大会は、全国各地から 1,241 名の方々にエントリーをいただき、盛大に開催することができました。

今大会におきましても、1,000名を超える大勢のボランティアの皆様方のご協力や各地域の沿道における温かい声援等に支えられ、参加されたランナーの皆様方から高い評価をいただいたところであります。

特に、各地区の町民の皆様には、大会を迎えるに当たり、コース全域に亘って沿道の草刈から清掃活動まで、自発的にご奉仕をいただき、多くのランナーから感謝のメッセージをいただいているところであります。

大会主催者として、改めて深く感謝申し上げる次第です。

今や、同大会は「まちづくりイベント」とであると自負しており、次年度以降の大会運営につきましても、今回の反省点を活かし、より一層の充実を図りたいと考えております。また、もう一つの大きな目的であります町内の経済効果の拡大に更に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、隠岐世界ジオパーク空港における大阪便の通年ジェット機就航及びFDAチャーター機の運航につきまして、ご報告申し上げます。

念願の大阪便の通年ジェット化がいよいよ現実のものとなり、5月7日に第一便が、株式会社ジェイエアの運航により就航いたしました。

使用機材は、ブラジルのエンブラエル170で、座席数は76席、胴体内径が大きく、座席幅、通路幅、天井高、足元の居住性に優れており、今まで以上に快適で安全にご利用いただくことができます。町民の皆様の利便性の向上と交流人口の更なる拡大に向け、今後とも活発な利用が促進されますよう航空会社と緊密に連携してまいりたいと考えております。

また、3月27日から5月20日までの間、名古屋小牧空港をはじめ、初めての乗り入れとなる茨城、成田などの関東圏の空港から、基本的に2泊3日の隠岐の島チャーター企画が実施されました。

このツアーは、昨年につき、各地の旅行代理店が航空会社であるFDAと提携し企画したものでありまして、この商品を利用し、全22便1,009名のお客様が来島されました。

出発地から目的地へ短時間で快適な移動が可能となるチャーター企画は大変好評であり、この秋に向けても、企画が検討されております。

ご来島者のご期待に十分お応えできるよう、受け地対策の強化を含め、関係団体との連携を図ってまいります。

次に、「2018 島まつり」につきまして、ご報告申し上げます。

5月12日、13日の両日に亘って行われた「2018 島まつり」ですが、いずれも盛会の内に

終了することができました。初日の「第48回しげさ踊り」は、島内外から約1,300名、27団体のご参加をいただき交流の輪が広がったところでございます。

また、翌日の「第33回隠岐しげさ節全国大会」につきましては、子どもから一般まで延べ97名のエントリーをいただき、日頃の練習の成果を競い合っていたところでもあります。

隠岐の伝統芸能である隠岐民謡を核とした当イベントは、長い歴史の中で、議会の皆様をはじめ、たくさんの町民の皆様のご理解、ご協力をいただきながら育ってきたイベントであり、この場をお借りいたしまして、皆様に深く感謝申し上げます。

今後、関係各位のご意見を参考にしながら評価・検証を進め、益々充実したイベントとなるよう努力してまいりたいと考えておりますので、引き続きご支援をお願いいたします。

次に、隠岐の島町畜産センター完成披露式につきまして、ご報告いたします。

出荷牛の増頭や、購買者の増加のため手狭となっておりました「島後畜産センター」に変わり、旧空港ターミナル敷地に整備を進めておりました「隠岐の島町畜産センター」が完成し、隠岐支庁長様をはじめ多数のご来賓の方々に出席いただき6月3日に完成披露式を開催いたしました。

7月開設の市場から使用することとしており、本土からの購買者や出荷頭数の増にも対応できる施設として、更なる畜産業の振興につながるものと期待しているところでございます。

次に、県立古代出雲歴史博物館で開催されました「企画展 隠岐の黒曜石」につきまして、ご報告申し上げます。

3月23日から5月16日の期間、出雲市にあります県立古代出雲歴史博物館におきまして「企画展 隠岐の黒曜石」が開催されました。

隠岐は中・四国から近畿地方では唯一の黒曜石原産地として知られており、本展覧会では、隠岐産黒曜石の獲得と利用の歴史を紐解くことで、黒曜石に魅せられた人びとの動きや、その歴史的・資源的価値を紹介するものであります。

数万年にわたって人々を魅了し続けた隠岐黒曜石。そこに秘められた価値について先史人の残した石器製作の痕跡をたどり、隠岐に黒曜石を求めた人々の壮大な歴史が紹介されました。

私は、開会式に参加をさせていただきましたが、漆黒の光りを放つ本町の貴重な黒曜石を、改めて誇らしく感じたところであります。

期間中、全国各地から目標観覧者数を上回る14,844名のお客様にご来場いただき、隠岐の魅力に触れていただいたところでございます。

なお、本年12月には同博物館におきまして、「企画展 隠岐の祭礼と芸能」も計画されており、今後とも、島根県と連携し、本町が有する貴重な歴史・文化遺産等を有効に活用してまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解のほどよろしくお願ひいたします。

次に、国指定史跡「隠岐国分寺境内」の指定対象範囲追加に係る文化審議会からの文部科学大臣への答申決定につきまして、ご報告申し上げます。

史跡「隠岐国分寺境内」の現在の指定地は、現本堂の背後にある境内の一角で、後醍醐天皇配流の際の行在所跡として保存されております。

同寺の創建は奈良時代の聖武天皇国分寺建立の詔（こんりゅう みことのり）によるとされており、古くからその境内には古代隠岐国分寺の遺構が眠るとされてきました。

平成21年度から25年度に実施いたしました隠岐国分寺周辺遺跡発掘調査により、大型建物遺構や隠岐が古くから中央とのつながりをもってきたことを示す貴重な遺物が発見されました。これらは、古代建築の研究においても大変重要な資料であり、全国的にも極めて文化的価値が高いものと評価されるものであります。

この度、本町が作成いたしました「埋蔵文化財調査報告書」に基づき、国の文化審議会より文部科学大臣に対し、去る6月15日付けで史跡指定対象範囲追加が答申されました。これを受け、文部科学大臣により本年10月頃、正式に史跡追加指定となる予定でございます。指定決定後には、島内外に広くその価値を広めるよう情報発信に努めながら、保存活用計画を策定し、有効活用を図ってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく関係法人の経営状況を説明する書類についてであります。

公益財団法人隠岐の島町農業公社、公益財団法人隠岐の島町教育文化振興財団及び株式会社ふせの里の経営状況に関する書類を、隠岐の島町議会議長に提出いたしました。

内容につきましては、各常任委員会において所管課から説明をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

なお、株式会社 あいらんどの経営状況に関する書類につきましては、9月の第3回議会定例会に提出をさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、主な事項につきましてご報告申し上げますが、3月の定例会以降、私の出席いたしました会議や諸行事の詳細につきましては、後に掲載いたしておりますので、ご参照いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（石田茂春）

以上で、「行政報告」を終わります。

日 程 第 5. 町長提出議案の上程

「町長提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長提出議案の報告第1号「平成29年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」から議第68号「指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕」までの24件を一括して議題といたします。

日 程 第 6. 提案理由の説明

「提案理由の説明」を行います。

ただ今議題となりました24件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

番外：町長

○番外（町長 池田 高世偉）

本日提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

まず、報告第1号の「平成29年度隠岐の島町一般会計繰越明許費繰越計算書について」ですが、平成29年度予算のうち、庁舎整備事業をはじめ災害復旧事業までの12事業につきまして、平成30年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第2号の「平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について」ですが、平成29年度予算のうち雨水処理施設整備事業につきまして、平成30年度に明許繰越することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

続きまして、承認第1号から承認第9号までの9議案につきましては、一般会計及び特別会計の補正予算に関する議案でありまして、それぞれの会計につきまして、3月30日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

まず、承認第1号の「平成29年度隠岐の島町一般会計補正予算(第7号)の専決処分について」ご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は5億7,623万2,000円の減額でありまして、補正後の予算額を171億8,915万5,000円といたしました。

補正の主な内容は、人件費の減額や下水道事業、国保事業、及び診療所運営事業に係る繰出金の減額、並びに防災行政無線整備事業、道路改良事業、及び各種補助金の減額など、各

事業の確定によります補正をさせていただきました。

歳入におきましては、事業費確定によります国・県補助金等の減額もございますが、町民税、固定資産税、譲与税、特別交付税などの額の決定により、新たな財源が捻出されたことから、各事業の確定に伴う財源組替等により、基金繰入金及び町債を減額いたしました。

併せて、「繰越明許費補正」及び町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第2号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は1,506万円の減額でありまして、補正後の予算額を22億4,059万9,000円といたしました。

補正の主な内容は、歳出では療養給付費等を実績により減額し、歳入では、療養給付費交付金、財政調整交付金等の交付決定により減額いたしました。

次に、承認第3号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(中村診療所)特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は314万円の減額でありまして、補正後の予算額を9,332万4,000円といたしました。

補正の主な内容は、中村診療所の医療用機器借上料及び医薬材料費を実績により減額し、歳入では、事業勘定繰入金を実績により増額し、診療報酬収入及び一般会計からの繰入金を減額いたしました。

次に、承認第4号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(五箇診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は440万円の減額でありまして、補正後の予算額を1億3,404万1,000円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療収入を実績により減額し、医師住宅使用料、事業勘定繰入金及び一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、承認第5号の「平成29年度隠岐の島町国民健康保険施設勘定(都万診療所)特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は591万6,000円の減額でありまして、補正後の予算額を1億1,667万1,000円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬収入及び一般会計繰入金を減額いたしました。

次に、承認第6号の「平成29年度隠岐の島町下水道事業特別会計補正予算(第4号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は6,535万7,000円の減額でありまして、補正後の予算額を18億2,802万3,000円といたしました。

補正の主な内容は、管理費及び施設整備費を実績により減額し、歳入では、諸収入を増額し、使用料及び手数料、国県支出金及び町債を減額いたしました。

併せて、町債の借入限度額を定める「地方債補正」を行っております。

次に、承認第7号の「平成29年度隠岐の島町布施へき地診療施設事業特別会計補正予算(第2号)の専決処分について」であります。

歳入歳出予算の補正額は145万円の減額でありまして、補正後の予算額を3,659万5,000円といたしました。

補正の主な内容は、衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療報酬を実績により減額し、一般会計繰入金を増額いたしました。

次に、承認第8号の「平成29年度隠岐の島町五箇へき地診療施設事業特別会計補正予算(第1号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は76万円の減額でありまして、補正後の予算額を914万円といたしました。

補正の主な内容は、施設運営事務費及び衛生材料費を実績により減額し、歳入では、診療収入及び一般会計繰入金を実績により減額し、県補助金及び繰越金を増額いたしました。

次に、承認第9号の「平成29年度隠岐の島町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第3号)の専決処分について」であります。歳入歳出予算の補正額は167万3,000円の減額でありまして、補正後の予算額を3億8,366万2,000円といたしました。

補正の主な内容は、健康診査の実績による事業費及び補助金の確定による減額であります。

続きまして、承認第10号から承認第13号につきましては、条例の一部改正に係る専決処分でございます。地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同法第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

まず、承認第10号の「隠岐の島町文化財保護審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び承認第11号の「隠岐の島町スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例の専決処分について」ご説明いたします。

3月26日開催の教育委員会において、隠岐の島町教育委員会事務局の組織に関する規則が改正され、平成30年4月1日から施行されることに伴い、それぞれの条例の一部を改正する必要が生じたので、3月30日に専決処分を行いました。

改正の内容は、「生涯学習課」を「社会教育課」に改めるものであります。

次に、承認第12号の「隠岐の島町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について」であります。地方税法等の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴

い、関連する町条例等の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分を行いました。

主な改正点といたしまして、個人住民税について、基礎控除及び給与所得控除等の見直しであります。2点目は、たばこ税について、税率の引き上げ及び加熱式たばこの課税方式の見直しであります。3点目は、固定資産税について、特例措置や減額措置の期間の延長であります。その他、地方税法等の改正に伴い、関連する条項の改正や条例の整備を行うものであります。

次に、承認第13号の「隠岐の島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について」であります。国民健康保険法に基づく施行令、及び地方税法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されることに伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、3月31日に専決処分を行いました。

改正の主な内容は、「課税額の定義の変更」、「基礎課税額に係る課税限度額の引き上げ」、「減額措置に係る軽減判定所得の算定方法の変更」であります。

続きまして、承認第14号の「建設工事委託に関する基本協定の締結〔隠岐の島町公共下水道（西郷浄化センター）の建設工事委託に関する基本協定〕の専決処分について」であります。隠岐の島町汚水共同処理施設の建設工事委託において、平成30年度、平成31年度の2か年で完成させるため、早期に基本協定を締結する必要があることから、4月9日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行いましたので、同条第3項の規定より報告し、承認を求めるものでございます。

続きまして、議第61号の「平成30年度隠岐の島町一般会計補正予算（第1号）」についてご説明いたします。

歳入歳出予算の補正額は6,270万円の追加でありまして、補正後の予算額を177億3,270万円とするものであります。

補正の内容といたしましては、五箇中学校暖房機器整備事業に要する経費、港湾施設災害復旧事業に要する経費を追加計上しております。

また、歳入歳出予算の補正に伴いまして、「第2表 地方債補正」のとおり限度額の変更を行うものであります。

次に、議第62号の「地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づき、県及び県内全市町村共同で基本計画を作成し国の同意

を得たことにより、事業者が地域経済牽引事業を行う際に、固定資産税を免除する規定を追加するものであります。

次に、議第 63 号の「隠岐の島町放課後児童クラブの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」についてであります。厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大、緩和されたこと等に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議第 64 号の「工事請負変更契約の締結について〔隠岐の島町新庁舎敷地造成(その 1) 工事〕」についてであります。既設水路の損傷を避けるため盛土を後方へ控えたこと、また、盛土による想定沈下量と実測値との差異により、盛土数量が減となったことから、工事請負変更契約の締結について議決を求めるものであります。

次に、議第 65 号の「工事請負契約の締結について〔隠岐ポートプラザ空調改修工事(4 期工事)〕」についてであります。去る 5 月 28 日、14 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 三晃空調隠岐出張所が落札いたしましたので、同社と契約金額 9,180 万円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 66 号の「工事請負契約の締結について〔公共下水道管路布設(中町 8 工区)工事〕」についてであります。去る 6 月 4 日、13 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、株式会社 竹田組が落札いたしましたので、同社と契約金額 5,853 万 6,000 円で工事請負契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 67 号の「物品購入契約の締結について〔島後清掃センター塵芥収集車〕」についてであります。去る 5 月 28 日、4 者による指名競争入札を執行いたしましたところ、有限会社 太陽車輛が落札いたしましたので、同社と契約金額 710 万円で物品購入契約を締結いたしたく、議決を求めるものであります。

次に、議第 68 号の「指定管理者の指定について〔隠岐の島町畜産センター〕」につきましては、隠岐の島町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例第 5 条の規定に基づき、非公募により当該施設の指定管理者の候補者として選定いたしましたので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、24 件の諸議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田茂春）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

議案審議上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

(本会議休憩宣告 10時11分)

(全員協議会開会宣告 10時11分)

全員協議会を閉じ、本会議を再開いたします。

(本会議再開宣告 10時15分)

日 程 第 7. 休会について

「休会について」を議題といたします。

明日、6月20日は委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声を確認)

「異議なし」と認め、そのように決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、6月21日に開き、「一般質問」を行います。

本日は、これにて散会します。

(散 会 宣 告 10時16分)

以 下 余 白